

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部を改正する法律等が平成 25 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、固定資産税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成 25 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 26 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 5 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。)」を削る。

第 123 条第 4 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 54 条第 5 項の規定は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 25 年 4 月 1 日前に地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。）に

係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における改正後の附則第10条の3第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。